

別紙20（農業・食品産業強化対策整備事業に係る運用）

第1 目的

農業・食品産業強化対策整備事業（以下「本事業」という。）は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等に資する次の事業を行うものとする。

- 1 産地競争力強化対策事業
- 2 食品流通拠点施設整備対策事業

第2 事業の実施等

1 事業実施方針

本事業は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

2 取組方向及び内容

本事業で実施する取組方向は、第1の目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び国費率は、別表1に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）が定めるとおりとする。

3 対象地域

- （1）事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域とする。

なお、別表1のⅠの事業にあつては、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区（以下この別紙において「生産緑地」という。）においても実施できるものとする。

ただし、別表1のⅠのメニューの欄に掲げる事業のうち、1の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設並びに1の（3）の畜産物産地基幹施設のうちアからウまで、オ及びカ、Ⅱのメニューの欄の1の（1）から（15）までの施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

- （2）産地競争力強化対策事業において、野菜、果樹、茶及び花きを対象とする場合にあつては、市街化区域内（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備（以下「小規模土地基盤整備」という。）は、交付対象としないものとする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする（ただし、別紙21のⅠの第2の4の

産地基幹施設等の基準に記載している施設は除く。) 。

4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、次のとおりとする。なお、(1)のア、イ及び(2)の取組にあつては、事業費の平準化に努めるものとする。

(1) 産地競争力強化対策事業

ア 畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖及び食肉等流通体制整備に係る取組は、2年又は3年とすることができる。

イ 農地の土壌の汚染の除去を図る取組（以下この別紙において「小規模公害防除」という。）については、2年以上5年以内とすることができる。

ウ ア及びイに掲げるものを除き、1年とする。

(2) 食品流通拠点施設整備対策事業

食品流通拠点施設整備にあつては、施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）が完了する年度までの期間とする。

5 事業費の低減

事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

6 費用対効果分析

事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、知事が定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

第3 事業の実施等の手続

1 事業実施主体は、別記様式1号により事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

なお、特認団体（別表1のIの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。）として事業実施予定の団体については、別記様式1号の提出に併せて別記様式3号を提出し、知事と協議を行うこととする。

2 知事は、交付要綱第18の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業計画概要書及び事業実施計画（沖縄県が自ら取組む場合に限る。）を作成し、事業実施主体から提出のあった事業実施計画を添付して、内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出するものとする。

3 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実になったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着工することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第4 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を別記様式2号により作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況に立ち遅れはないかなど、その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。

第5 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 花き産業の振興に関する施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農畜産物の需給の調整のための施策
- 7 環境保全型農業の推進に関する施策
- 8 沖縄振興開発金融公庫資金等農業金融に関する施策
- 9 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 10 食品等流通の合理化を図るための施策
- 11 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 12 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策

第6 取組ごとの実施方針及び留意事項

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については以下に定めるところとする。

1 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に、畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体は周辺住民との調整を実施するものとし、当該調整を実施する範囲等については、沖縄県事業実施計画を作成する知事及び市町村長（沖縄県の区域をその区域とする市町村の長をいう。以下この別紙において同じ。）など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関

する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 周辺景観との調和

産地基幹施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

4 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険（以下「農業保険」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

5 農山漁村における女性の参画の促進

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める女性の参画に関する事項を設定し、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる場合に限り、事業実施主体となることができるものとする。

- （1）沖縄県又は市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下この別紙において同じ。）にあっては、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- （2）農業協同組合にあっては、当該組合における女性役員に関する数値目標
- （3）農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会にあっては、県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

6 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産物の基幹施設整備（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定し、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれる者に限り、事業実施主体になることができるものとする。

7 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

8 GAP への対応

本事業において基幹施設等を整備し、GAP 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

9 労働環境の改善

知事は、事業実施主体に対し、受益者が従業員の解雇等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めることを働きかけるよう指導するものとする。

10 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、沖縄県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

11 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の活用に努めるものとする。

12 推進指導等

- （１）知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- （２）知事は、（１）に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

13 管理運営

（１）管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（２）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

14 農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等策定の推進

都道府県は、事業実施主体に対し、経営の継続が図れるよう、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定を推進するものとする。

第 7 委任

本事業の実施については、この運用に定めるもののほか、別紙 21 に定めるところによるものとする。

第 8 その他

本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別表1（第2の2関係）

目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	国費率
I 産地競争力強化対策事業	1 産地競争力強化対策事業 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全、畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備 上記1の取組については以下の事業が実施できるものとする。 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 (2) 耕種作物産地基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設 シ 有機物処理・利用施設 (3) 畜産物産地基幹施設整備 ア 畜産物処理加工施設 イ 家畜市場 ウ 家畜飼養管理施設 エ 国産飼料関連施設 オ 家畜改良増殖関連施設 カ 畜産周辺環境影響低減施設	1 事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 県 ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、国産飼料関連施設に限るものとする。 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。 (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） (5) 土地改良区 (6) 消費者団体及び市場関係者（別に定めるものをいう。） ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに国産飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備に限るものとする。 (8) 食品事業者 ただし、米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。 (9) 民間事業者 環境保全の取組のうち地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、別に定めるものをいう。 (10) 知事が別に定める特認団体 (11) コンソーシアム（別に定める場合に限る。）	1 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、5名以上であること。 (2) 知事が定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。（別に定める場合を除く。） ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。	国費率は事業費の1／2以内（ただし、交付要綱別表2及び別に定める場合にあっては、別に定める率又は額以内）とする。

Ⅱ 食品流通拠点 施設整備対策事 業	食品流通拠点施設整備対策事業 品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた市場施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備 次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。 (1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者 (2) 事業協同組合又は協同組合連合会 (3) 地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者 (4) 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会 (6) 流通業者（別に定めるものに限る。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 知事が定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別に定める要件を満たしていること。 (3) 事業を実施する場合にあっては、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	国費率は事業費の4/10以内 （ただし、交付要綱別表2及び別に定める場合にあっては、別に定める率以内）とする。
-----------------------------------	--	--	--	--